

第7章 企業年金制度等

1 企業年金等の意義

企業年金等は、公的年金の上乗せの給付を保障することにより、国民の多様な老後のニーズに対応し、より豊かな老後生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。

現在、企業年金等として多様な制度が設けられており、企業や個人は、これらの中から自らの希望やニーズに合った制度を実施することができる体制が整備されています。

2 確定給付型と確定拠出型

確定給付型とは、加入した期間等に基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度を言います。この場合、加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業等が追加拠出をする必要が生じるという問題があります。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額が決定される年金制度を言います。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者にとっては運用のリスクを負い、老後の生活設計を立てにくい面があります。

＜図表7-1＞ 企業年金等の種類

種類	タイプ	概要
厚生年金基金 【厚生年金保険法】	確定給付型	一企業単独（単独設立）、親企業と子企業が共同（連合設立）、又は同種同業の多数企業が共同（総合設立）して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施するもの。
確定給付企業年金 （基金型） 【確定給付企業年金法】		母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定給付企業年金 （規約型） 【確定給付企業年金法】		労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結んで、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金 （企業型） 【確定拠出年金法】	確定拠出型	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金 （個人型） 【確定拠出年金法】		企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者等が、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
国民年金基金 【国民年金法】	確定給付型	自営業者等が、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する者によって設立された職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資産を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行うもの。
税制適格年金 【法人税法】	確定給付型	企業が信託会社等と契約を結んで、母体企業の外で資金を管理・運用し、年金又は退職一時金を支払うもの。法人税法で定める要件を満たすことにより掛金を損金扱いできる。（平成23年度末までに廃止予定）

<図表7-2>

企業年金制度等の比較

制 度	確定拠出年金(掛金建て年金)		確定給付型年金(給付建て年金)		国民年金基金
	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の代行と加算)	確定給付企業年金 (純粋な企業年金)	
基本的な仕組み	掛金額を保障(給付額は、運用成果により決まる)		給付額を保障		給付額を保障
運営主体	事業主	国民年金基金連合会	厚生年金基金	企業年金基金又は事業主	国民年金基金
加入者等	厚生年金の被保険者 311万人(H21.3.31現在)	第1号 自営業者等(国民年金1号被保険者)→3号、公務員は対象外 3.9万人(H21.3.31現在) 第2号 他の企業年金を導入していない企業に勤務している従業員 6.2万人(H21.3.31現在)	厚生年金の被保険者 474万人(H21.3.31現在)	厚生年金の被保険者 600万人(H21.3.31現在)	自営業者等 (国民年金1号被保険者) 65万人(H20.3.31現在)
老齢給付	(給付期間) 5年以上の有期又は終身年金(掛金+その運用益で年金化)		加算部分 半分以上は終身年金 代行部分の5割以上の上乗せ 代行部分 終身年金	5年以上の有期又は終身年金	1口目:終身 2口目~:終身又は有期年金
掛金	事業主拠出のみ →加入者の拠出は不可	本人拠出のみ ・加算部分→多くは事業主の負担 ・代行部分:免除保険料 →事業主と加入者が折半	・加算部分→多くは事業主の負担 ・代行部分:免除保険料 →事業主と加入者が折半	事業主拠出が原則 →加入者拠出も可 (加入者が同意した場合)	本人拠出のみ 加入時年齢、男女別により決まる
拠出限度額 (月額)	他の企業年金がない場合→5.1万円 ある場合→2.55万円	第1号 : 6.8万円 →国民年金基金と枠を共有 第2号 : 2.3万円	なし	なし	6.8万円 →確定拠出年金個人型と枠を共有

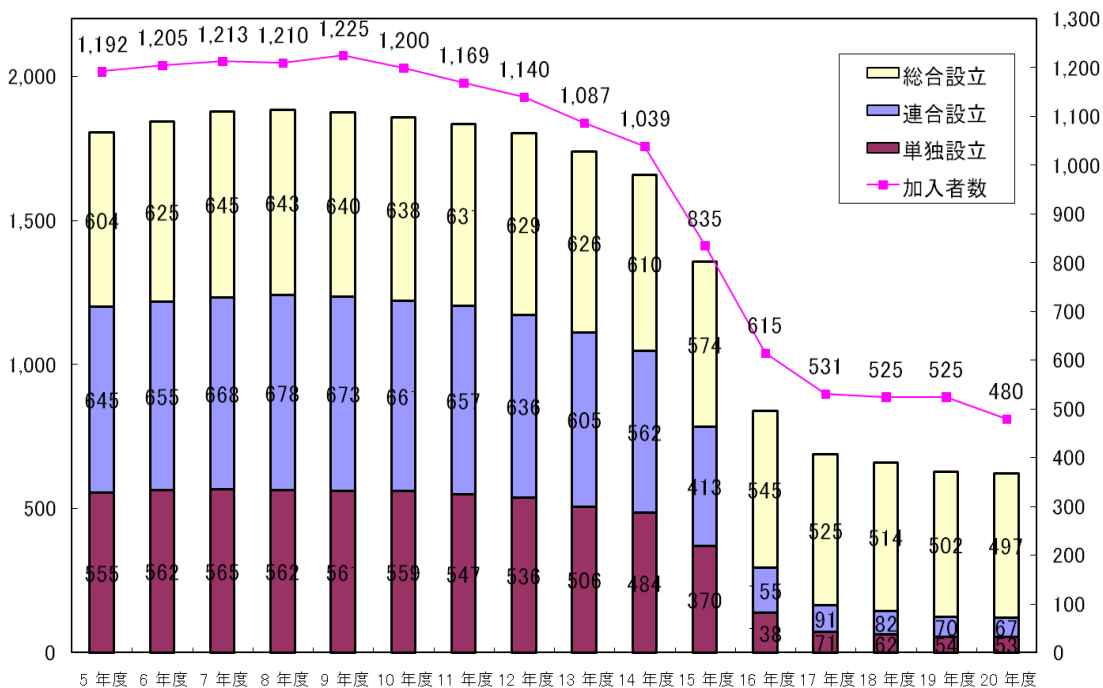
3 厚生年金基金の現状

厚生年金基金制度は、昭和 41（1966）年に発足した古い歴史を持ち、厚生年金の給付の一部を代行して行うとともに、企業の実情等に応じて独自の上乗せ給付を行うことができる、わが国の企業年金の中核的な制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷などの環境変化に伴う財政悪化等を原因とする基金の解散や、代行給付に伴う制約（終身年金を原則とするなど）のない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にあります。

<図表 7-3>

厚生年金基金数と加入者数



H14年度以降の解散299、代行(過去)返上806基金

<図表7-4>

厚生年金基金解散数の推移、厚生年金基金加入員の平均的な給付

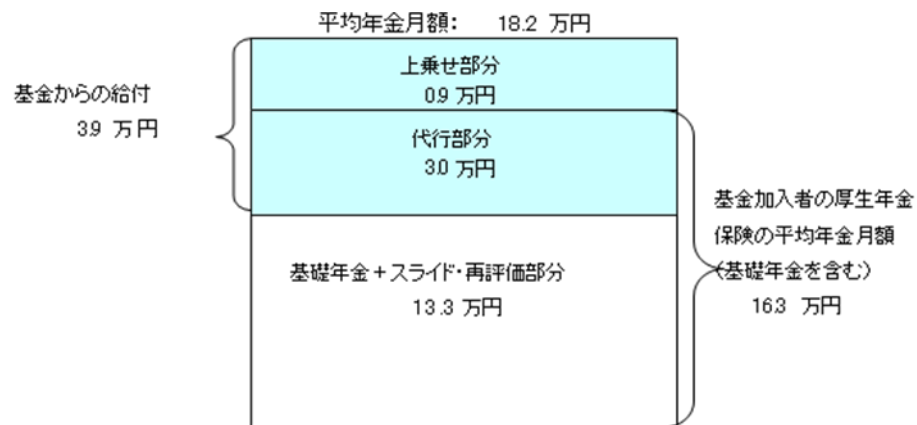
(1) 厚生年金基金の解散数の推移

年度	~H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
総数	26	14	18	16	29	59	73	92	81	30	8	11	4	2	463
単独型・連合型	19	11	16	13	27	56	57	57	54	15	0	0	0	0	325
総合型	7	3	2	3	2	3	16	35	27	15	8	11	4	2	138

注：H21年度はH21年9月1日現在の数値を使用

(2) 厚生年金基金加入員の平均的な給付

<平成18年度末現在：月額>



(注) 基金からの給付は、全額一時金選択者を除く年金受給者の平均額。

4 確定給付企業年金の現状

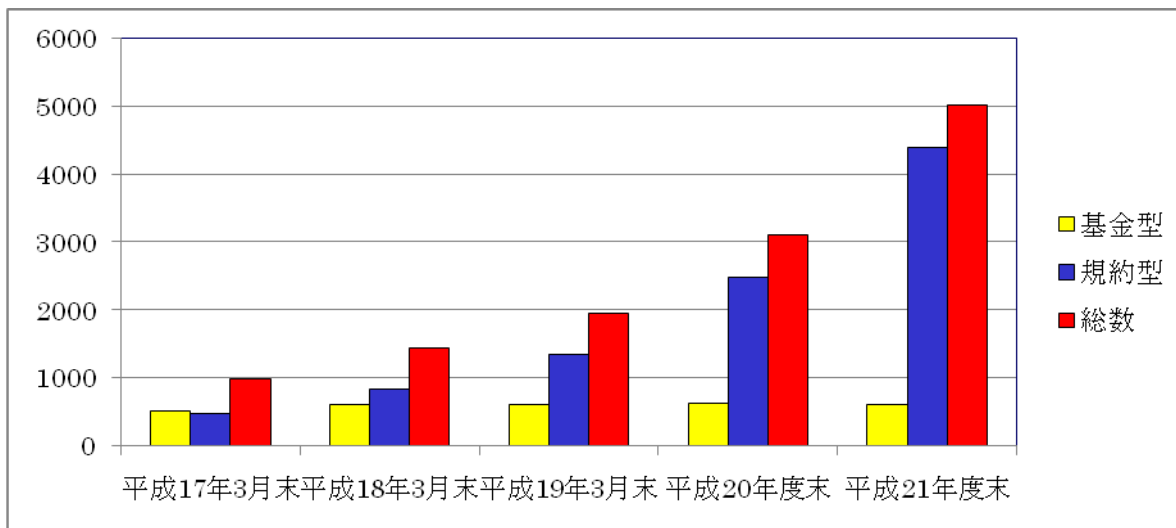
確定給付企業年金制度は、平成 14（2002）年4月に発足した最も新しい制度ですが、厚生年金基金と異なり代行給付がないために労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能で、かつ受給権の保護等が確保されている長所を有しています。

確定給付企業年金には基金型と規約型がありますが、基金型を中心に厚生年金基金が代行返上を行って確定給付企業年金に移行してくるケースが多くなっています。

<図表7-5>

確定給付企業年金の実施状況

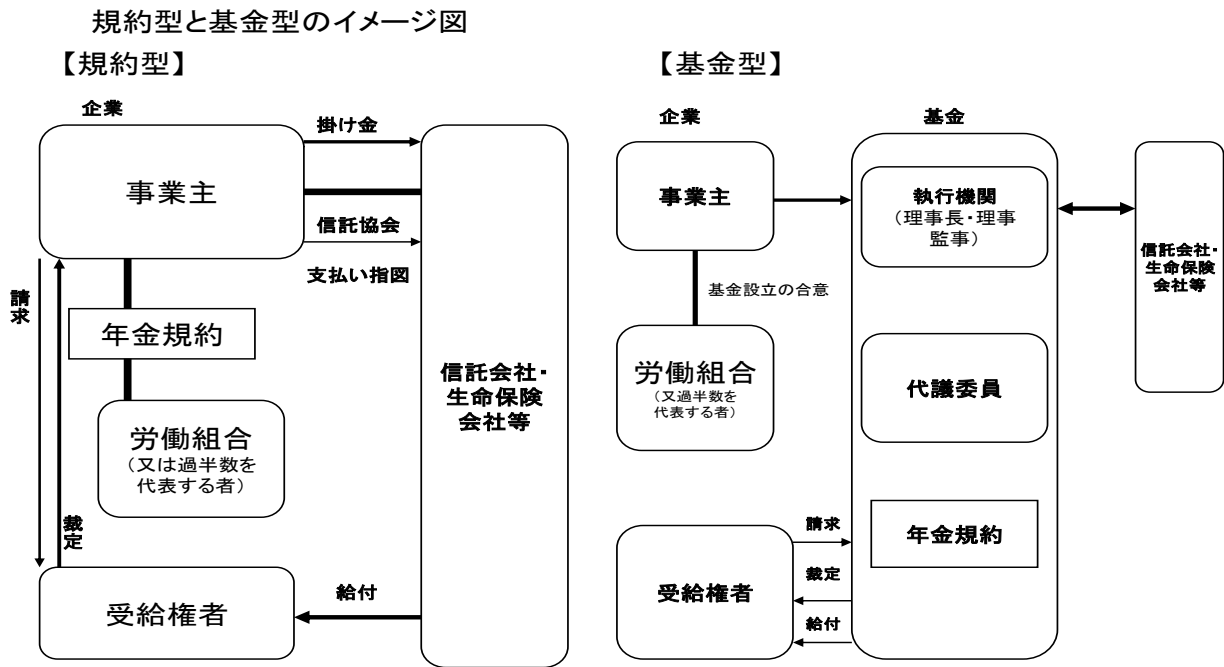
(制度数)



	基金型	規約型	総数 (件)
平成 17 年 3 月末	514	478	992
平成 18 年 3 月末	597	833	1,430
平成 19 年 3 月末	606	1,338	1,944
平成 20 年 3 月末	619	2,480	3,099
平成 21 年 3 月末	611	4,397	5,008

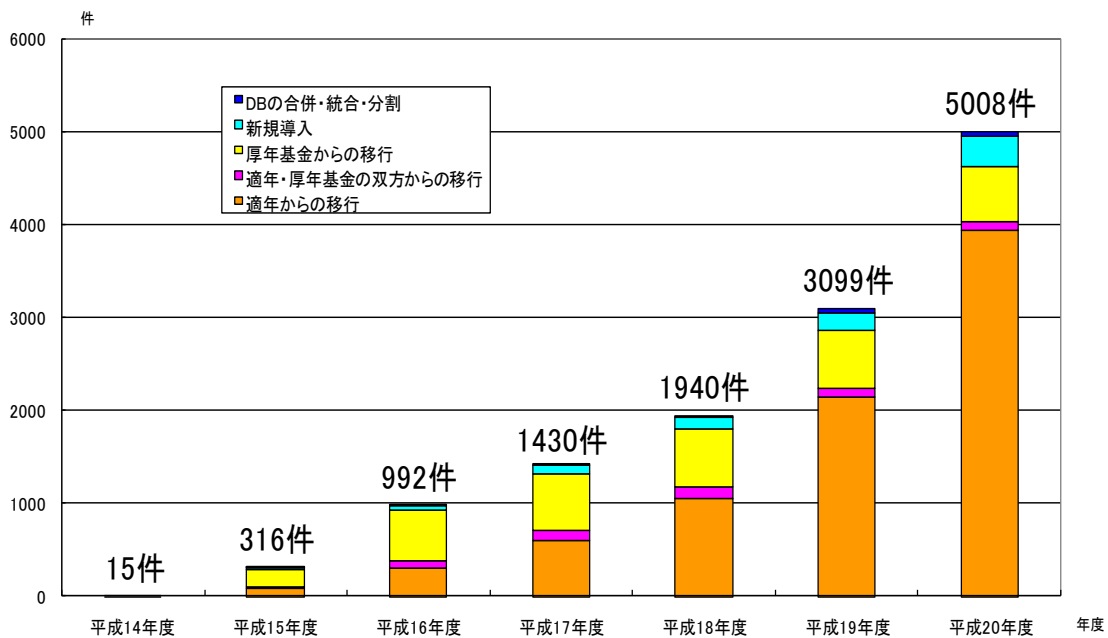
【厚生労働省
年金局調べ】

<図表7-6>



<図表7-7>

＜確定給付企業年金制度＞
設立時の移行もとの件数の推移



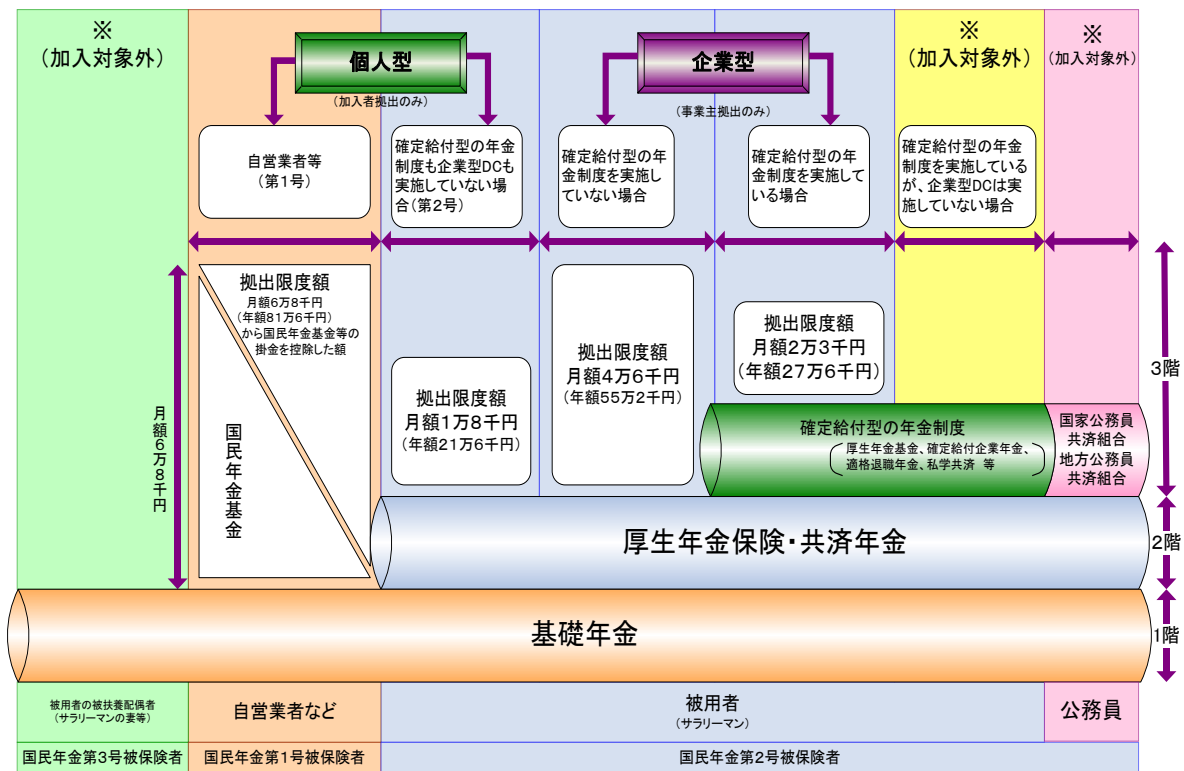
(注) 平成20年度の件数は速報値である。

5 確定拠出年金の現状

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と加入者の自己責任による運用の指図に従って得られた運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度であり、厚生年金基金等の企業年金が普及していない中小企業の従業員や自営業者等のニーズに応える観点や、確定給付型の企業年金が離転職に対応しにくいといった指摘に対応する観点から、平成13(2001)年10月に発足しました。

<図表7-8>

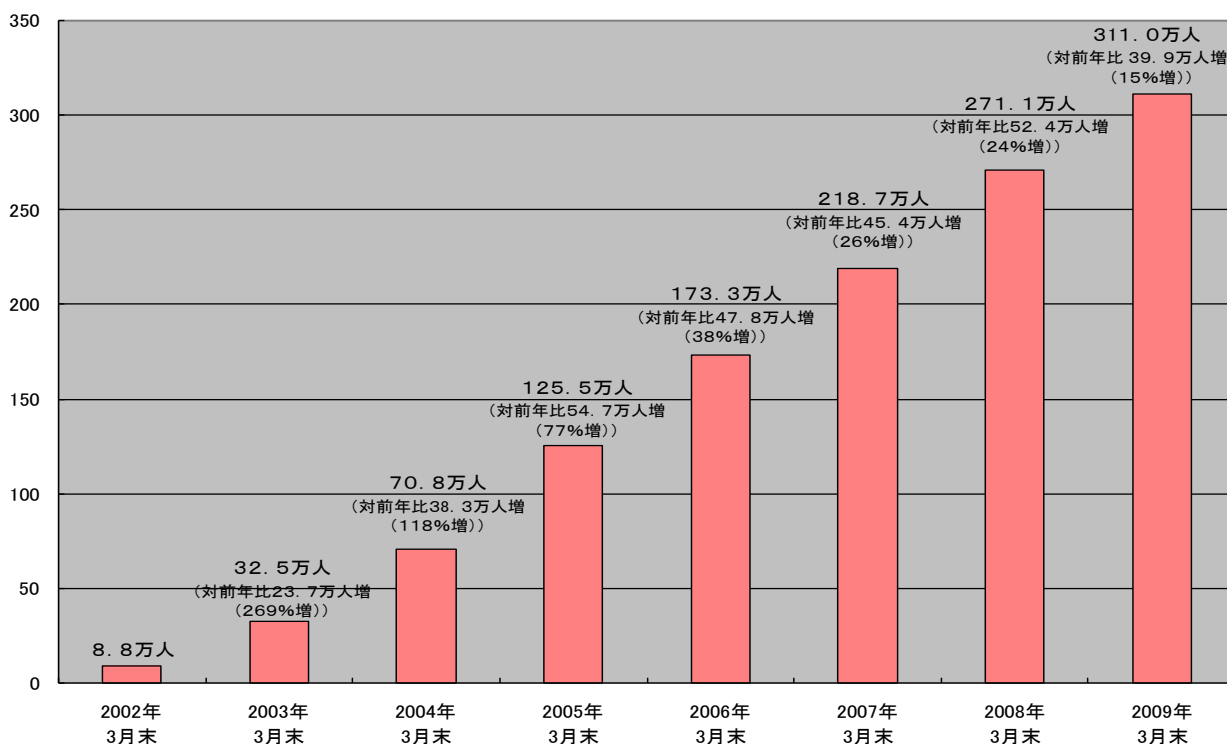
対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係



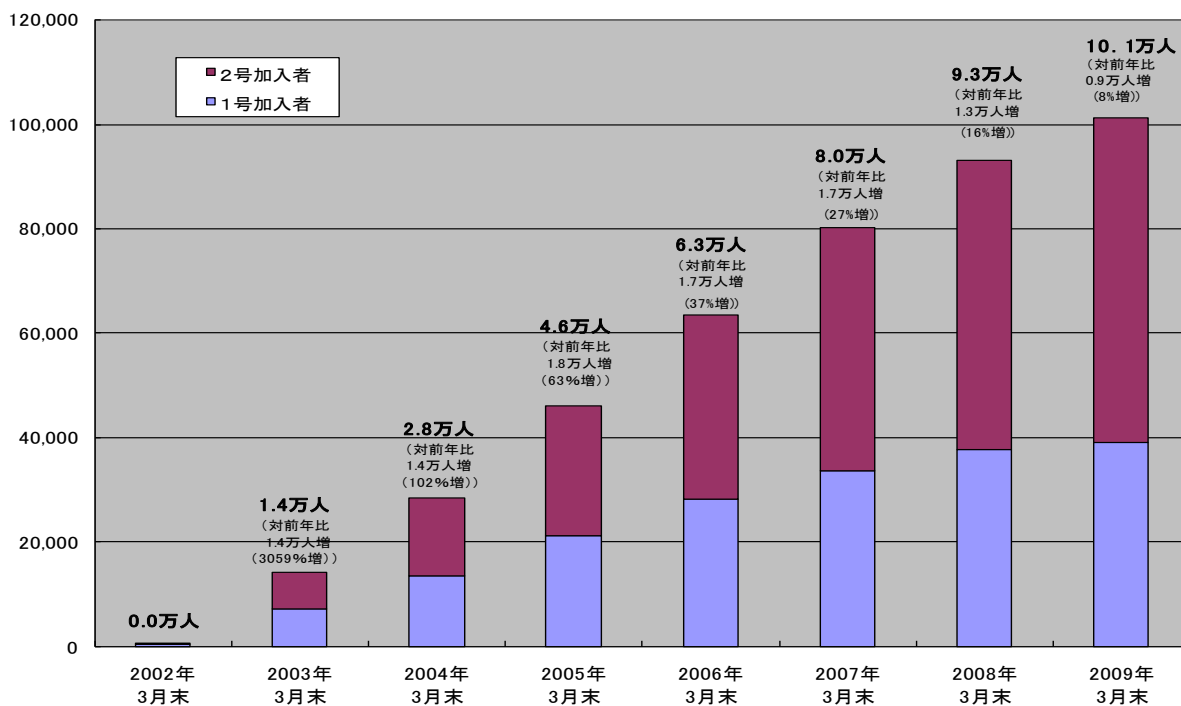
<図表7-9>

確定拠出年金制度の実施状況

(1) 企業型の加入者数の推移



(2) 個人型の加入者数の推移



6 国民年金基金の現状

国民年金基金制度は、自営業者等（国民年金の第1号被保険者）が、自らの選択により任意で加入し、基礎年金の上乗せ給付を受けられるようにすることによって、老後の所得保障の充実を図るものとして、平成3（1991）年に制度が整備されました。

国民年金基金には、次の2種類がある。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する1,000人以上の者で組織されている（平成19年度末現在47基金）

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業又は業務に従事する3,000人以上の者で組織されている（平成19年度末現在25基金）

国民年金基金の給付と掛金については、各基金の規約で定められており、自営業者等は自分で給付を選択して加入し、選択した給付と加入時の年齢等に基づき定められた額の掛金を納付します。

国民年金基金の加入状況

（単位：万人）

	平成3年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全体	43.6	76.4	78.7	77.2	78.9	75.1	72.7	69.3	64.8
地域型	37.1	63.8	66.0	64.7	66.3	63.1	60.9	58.0	54.2
職能型	6.6	12.6	12.7	12.4	12.6	12.1	11.7	11.2	10.6

国民年金基金の給付状況（平均年金月額）

	総計	基金		連合会	
		地域型	職能型		
合計	2.0万円	2.1万円	2.0万円	2.6万円	1.3万円
1口目	1.0万円	1.0万円	1.0万円	1.1万円	0.6万円
2口目以降	2.1万円	2.2万円	2.0万円	2.8万円	1.4万円

※2口目以降については、2口目以降を受給している者の平均

国民年金基金の老齢年金月額

加入年齢	35歳0月まで	45歳0月まで	50歳0月まで	50歳1月以降
1口目	2万円	1.5万円	1万円	年金額は加入年齢 （月単位）で異なる
2口目（口数毎）	1万円	5千円	5千円	

（注）基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）